

公布された条例のあらまし

◇職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.15月分引き下げました。（第20条関係）

(2) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き下げました。（第6条関係）

(3) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き下げました。（第5条関係）

(4) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に対して令和3年12月に支給する期末手当の額について定めました。（附則第3項、附則第4項関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和3年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

期末手当について、年間の支給割合を0.15月分引き下げました。（第21条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和3年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

期末手当について、年間の支給割合を0.15月分引き下げました。（第20条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和3年12月1日から施行することとしました。